



平成 20 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューカンパニー
(コード番号 3033 JASDAQ)
代表者名 代表取締役社長 福谷 智之
問合せ先 常務取締役 田中 浩志
(TEL. 06-6398-0530)

臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 19 日開催の取締役会において、当社が株式会社ファーストリテイリング(以下「ファーストリテイリング」といいます。)の完全子会社となるための手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施する方針を決定いたしました。

当社は、本完全子会社化手続に際して必要となる当社の定款一部変更等(下記 2. をご参照下さい。)についてご承認をいただくための臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会(いずれも平成 20 年 5 月 30 日開催予定)の基準日を、平成 20 年 4 月 5 日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本完全子会社化手続の目的

ファーストリテイリングは、平成 20 年 1 月 11 日から平成 20 年 2 月 27 日まで当社普通株式に対し公開買付けを行った結果、当社普通株式 4,971,000 株の応募があり、平成 20 年 3 月 5 日(決済開始日)をもって当該応募株式を取得しております。その結果、ファーストリテイリングは当社の普通株式の 98.96%(対発行済株式総数)を保有するに至っております。

ファーストリテイリングは、当該株式の取得後、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、迅速かつ機動的な事業遂行が可能となるよう、当社を完全子会社化し、非上場とすることを検討してまいりました。

当社と致しましても、当社の企業価値の一層の向上を実現するためには、短期的な業績に左右されることなく迅速かつ機動的に改革を行うことで当社の経営基盤の一層の強化を図り、さらに安定的な事業遂行を可能とする体制を構築することが望ましいとの結論に至っております。

2. 本完全子会社化手続の要旨（予定）

当社は、本完全子会社化手続を実施するため、①定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること、②定款の一部を変更し、当社の普通株式に当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること、並びに③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の株主から当社全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社株式を交付することをを行う予定です（以下①乃至③を総称して「本定款一部変更等」といい、上記①乃至③を個別に「本定款一部変更等①」乃至「本定款一部変更等③」といいます。）。本定款一部変更等を実施するため、当社では、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会を開催し（いずれも平成20年5月30日開催予定）、臨時株主総会に本定款一部変更等を、当社普通株主による種類株主総会には本定款一部変更等②を、それぞれ付議することを決定いたしました。

なお、本定款一部変更等③においては、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、ファーストリテイリング以外の当社の株主に対して当社が交付する当社株式が、1株未満の端数となる比率で当社株式を交付することを予定しておりますので、本定款一部変更等が実施された場合には、当社はファーストリテイリングの完全子会社となる予定です。

本定款一部変更等③に関連して1株に満たない端数の処理としてファーストリテイリング以外の当社全部取得条項付普通株式の株主に対して交付される現金の金額は、本公開買付けにかかる買付価格（585円）を基準に算出される見込みであり、原則として本公開買付けにかかる買付価格と同様となるような方法を採用する予定です。

本定款一部変更等において、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社株式の種類及び数は未定です。決定次第、速やかに公表いたします。

なお、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社株式については、ジャスダック証券取引所において上場申請は行わない予定です。

当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設する定款の変更（本定款一部変更等②）に関しては、当該定款変更に対する当社普通株式の株主は、会社法第116条及び会社法第117条に基づいて、当社に対し、その有する普通株式を公正な価格で買い取ることを請求することができ、一定の場合には裁判所に対して価格の決定の申立てをすることもできます。また、当社全部取得条項付普通株式の全部を取得する株主総会決議がなされた場合（本定款一部変更等③）には、当社の株主は、会社法第172条に基づき、裁判所に対して、全部取得条項付普通株式の当社による取得の価格の決定の申立てをすることもできます。

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式にかかる株券は平成20年5月31日から平成20年6月26日までの間、整理ポストに割当てられた後、平成20年6月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

3. 本完全子会社化手続の日程等

(1) 本定款一部変更等の日程の概略（予定）

基準日設定にかかる取締役会決議	平成20年3月19日（水）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会の基準日	4月5日（土）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会決議	4月24日（木）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	5月30日（金）
株券提出手続の開始日 （株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	6月2日（月）
整理ポストへの割当て日	5月31日（土）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	6月26日（木）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	6月27日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	7月2日（水）
株券提出の期限	7月3日（木）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	7月3日（木）

(2) 本定款一部変更等後における当社の株式にかかる株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式にかかる株券は、平成20年5月31日から平成20年6月26日までの間、整理ポストに割り当てられた後、平成20年6月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

4. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

(1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成20年5月30日開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成20年4月5日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

- ① 公告日 平成20年3月21日
- ② 基準日 平成20年4月5日
- ③ 公告掲載方法 日本経済新聞

(2) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会について

開催予定日 平成20年5月30日

(3) 当社普通株主による種類株主総会のための基準日の設定についての補足説明

当社は、上記臨時株主総会において、本定款一部変更等の議案を付議する予定です。同臨時株主総会において本定款一部変更等①が決議されますと、当社は会社法上の種類株式発行会社となります。そして、本定款一部変更等②の定款変更を行うためには会社法第111条第2項第1号により、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものであります。

上記基準日設定公告日現在において、当社は、会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、上記のとおり、平成20年5月30日開催予定の臨時株主総会において種類株式発行会社となることが予定されており（本定款一部変更等①）、当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更するためには、普通株主による種類株主総会の決議が必要となります（本定款一部変更等②）ので、当該普通株主による種類株主総会において権利を行使することのできる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、全部取得条項付普通株式に変更される予定の株式は、上記基準日設定公告日現在において当社の発行しているすべての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主のすべてが、当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定のための公告の対象となります。

5. その他

(1) 本完全子会社化手続後の状況

本完全子会社化手続による商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

(2) 本完全子会社化手続による業績への影響の見通し

本完全子会社化手続による当社の業績への影響は軽微であります。

以上